限定承認公告

本籍神奈川県横浜市瀬谷区宮沢一丁目一八番一〇、最後の住所横浜市泉区新橋町一三四七番地一三八　笹山荘二Ｆ一一号

被相続人　亡　小澤　憲昭

右被相続人は平成二十二年一月五日死亡し、その相続人は平成二十二年五月十三日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十七日

神奈川県高座郡寒川町倉見二一一一―一〇

相続財産管理人　小澤　勇

限定承認公告

本籍岐阜県羽島郡岐南町三宅五丁目二三二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　三宅　清治

右被相続人は平成二十一年十一月二十九日死亡し、その相続人は平成二十二年五月十三日岐阜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十七日

岐阜県羽島郡岐南町三宅五丁目二三二番地

相続財産管理人　三宅　淑子

限定承認公告

本籍静岡県湖西市白須賀三七八五番地、最後の住所静岡県湖西市白須賀三七八五番地

被相続人　亡　宮部　浩成

右被相続人は平成二十一年九月二十八日死亡しその相続人は平成二十一年十二月十八日静岡家庭裁判所浜松支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十七日

静岡県湖西市白須賀三七八五番地

限定承認者　宮部めいれ

限定承認公告

本籍大阪府羽曳野市野々上四丁目一番、最後の住所大阪府羽曳野市野々上四丁目一―九大栄ハウス三〇一　被相続人　亡　眞保　勝司

右被相続人は平成二十二年三月二十六日死亡し、その相続人は平成二十二年四月十九日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十七日

大阪府堺市南区桃山台一丁三―一〇―八〇三

限定承認者　久世　儀榮

株式交換公告

当社（甲）は、一方社油脂工業株式会社（乙、兵庫県小野市小田町一五一六番地の一）を当社の完全子会社とする株式交換を行うことといたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十二年七月一日であり、この株式交換は、会社法第七九六条第三項の規定にもとづき、会社法第七九五条第一項に定める株主総会の承認を得ずに行います。

甲は、この株式交換に際して、乙の株主に対してその株式に代わる金銭を交付いたしますので、この株式交換に異議のある債権者は、会社法第七九九条第一項の規定にもとづき、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

各社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年三月二十三日

掲載頁　九十六頁（号外第六十号）

平成二十二年五月二十七日

東京都墨田区本所一丁目三番七号

ライオン株式会社

取締役社長　藤重　貞慶

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十二年六月十日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

優先資本金のうち、特定資産の売却、特定資産に係る配当金又は消費税の還付等により生じた余裕金相当額（但し、当社の発行する特定社債（以下「本特定社債」という。）に係る債務の存続期間中はリリース口座内の資金に限るものとする。以下「優先出資消却原資」という。）を原資として、計画期間中に、優先出資社員に元本の全部又は一部を償還することを目的とする。

二、優先資本金の額の減少をする要件

優先出資消却原資の範囲内で、取締役が五万円の整数倍で優先資本金の額の減少を決定することを要件とする。

三、優先資本金の額の減少をする時期

優先出資消却原資が生じた場合で、取締役が適切と認める時期に行う。

四、減少する優先資本金の額

金五千万円

五、消却する優先出資の種類及び口数

消却する優先出資の種類は全ての種類の優先出資とする。口数は一千口とする。

六、消却の方法

消却の方法は、各優先出資社員が有する優先出資の口数の割合に応じて割り当てる方法による。

七、消却に要する金額

金五千万円

八、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

全ての種類の優先出資とする。

平成二十二年五月二十七日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

Rabbit Otemachi特定目的会社

取締役　森田　威

訂正公告

平成二十二年五月二十一日掲載の資本金及び準備金の額の減少公告中、「岐阜県中津川市手賀野二六五番地」とあるは「岐阜県中津川市本町一丁目一番六号」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年五月二十七日

岐阜県中津川市本町一丁目一番六号

東濃冠婚葬祭株式会社

代表取締役　柘植　信成

取消公告

平成二十二年四月三十日（号外第九十三号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみ取り消します。

平成二十二年五月二十七日

大分市大字海原字見休八〇八番地

（甲）大栄建設株式会社

代表取締役　小野　英治

大分市大字海原字見休八〇八番地

（乙）株式会社ティー・シージャパン

代表取締役　小野　英治

正　誤

ページ	段	行	誤	正
二八	三	終りから二〇	用安定奨励金 雇	雇用安定奨励金 又は精神障害者
三〇ページ二段終りから七行目まで				
第九項中「介護労働者設備等整備モデル奨励金、介護労働者設備等整備モデル奨励金、精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第七項第三号、第四号又は第五号に該当する事業主に係るものに限る。次項において同じ。）」に改め、同条第十項中「、介護労働者設備等整備モデル奨励金、介護労働者設備等整備モデル奨励金」を「、介護労働者設備等整備モデル奨励金、精神障害者雇用安定奨励金」に改める。				
二	二	終りから一五	を削り、」を削除する。	一六～一五
二	四～五		「、求職者活動等支援給付金」を削り、」を削除する。	「、求職者活動等支援給付金」
三	一	六	できる者	できる事業主
三	三	五	「雇保則	「、雇保則
〃	〃	八～九	同条第四項中	同条第四項中「中小企業高年齢者雇用確保実現奨励金」を「高年齢者雇用確保充実奨励金」に改め、
〃	〃	一三～一五	「同条第四項中「中小企業高年齢者雇用確保実現奨励金」を「高年齢者雇用確保充実奨励金」に改め、」を削除する。	
〃	〃	終りから二一	二十三条	第二十三条
〃	二	二〇	施行日前	施行日まで
〃	〃	二	第三号イ	第三号
（印刷誤り）		終りから一〇	履習	履修
二八	二	二	援助、	援助、
三二	一	二		

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月二十五日付特第一五号
同日付政府調達第九七号一

二ページ●同月二十七日付第二一一号一二八ページ●
二ページ●四月二十八日付参会第二〇号四八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　本号一部一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）一三六円（本体一三〇円）（配送料別）